



令和 8 年 4 月 1 6 日  
九州地方整備局  
建政部

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社緑研（熊本県熊本市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 なかむら 中村 隆人（内線 6 1 4 1）  
建設産業課長補佐 しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）  
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）  
FAX 番号：092-476-3511

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社緑研	国土交通大臣許可 (特-4) 第28492号	松村 弘治	熊本県熊本市

#### 2. 処分内容

##### 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

##### 1 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業に係る営業の全て

##### 2 期間

令和8年5月1日（※処分日から2週間後）から令和8年5月7日までの7日間

#### 3. 処分理由

（株）緑研の前代表取締役が、令和元年10月から令和2年9月までの事業年度において、架空の外注費を計上する方法により、所得を秘匿した確定申告を行い、法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和7年11月12日に熊本地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により、前代表取締役は懲役1年2月（執行猶予3年）、（株）緑研は罰金800万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。